

倫理規程

公益社団法人日本カーリング協会

（倫理規程制定の趣旨）

公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）は、その設立の趣旨及び「カーリング精神」に基づき、我が国におけるカーリングを統轄し、代表する団体として、カーリング競技の普及・振興という公益目的のために諸事業を行っている。その事業展開に当たって本協会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、立派なスポーツマンシップ、思いやりの気持ち、そして尊敬すべき行為を求める「カーリング精神」及び定款第50条に基づき、以下の倫理規程を制定する。

第1条（目的）

この規程は、本協会の関わる競技会・行事等における関係者の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さ、人道的問題に対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用の範囲）

この規程は、本協会及び都道府県カーリング協会、日本車いすカーリング協会に所属する以下の者について適用する。

- （1）本協会役員、委員、職員
- （2）選手登録競技者及びその帯同者
- （3）公認審判員
- （4）公認指導者（指導員・コーチ（海外からの招聘者も含む））
- （5）競技大会及び講習会の運営関係者
- （6）本協会及び本協会に属する都道府県協会及び地域協会に属する者

第3条（人道に反する行為）

次に記す人道に反する行為については、各事業を管理する者はその予防を徹底し、違反した者に対しては厳正な措置をとるものとする。また、役員、監督、コーチ、審判員、指導者及び競技者は、互いに相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。

- （1）身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等

①組織の運営又はカーリングを指導する際に生じた意見の相違などについては、相手の人格を尊重し、話し合いによる解決を図るものとする。

②カーリング競技を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴

力のみならず、暴言、脅迫、威圧等を含む。)を行うことは、厳に禁ずるものとする。

(2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント

- ①性的言動、表現によって不快感を持たせることは、厳に慎むこと。
- ②指導技法の一環や、親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることを認識すること。
- ③本人にその意図がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- ④性的言動、表現によって不快な感情を与えられた場合には、相手に対して不快であることを意思表示すること。意思表示をしない場合に不利益になることがあってはならないが、明確な意思表示をすることで、事後に生じ得る問題を避けることができる。

(3) ドーピング行為及び薬物乱用 監督・コーチ等指導的立場にある者や登録競技者等は「日本ドーピング防止規定」を遵守するものとし、これに違反した時には厳正な措置をとるものとする。

第 4 条 (経理処理の適正確保)

1. 経理処理について

(1) 補助金などの取り扱いについては、補助・助成の目的及び経理規則等を遵守の上、決して他の目的に流用することのないよう適正な経理処理を行う。

(2) 経理処理については、不法・不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、少数の担当役・職員に依存するのではなく、内部牽制が有効に行われる組織化を図る。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにする。

2. 以下に記す行為が認められた場合は厳正な措置をとるものとする。

(1) 組織内外の金銭その他の財物の横領

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

(3) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる贈収賄行為

(4) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる談合行為

第 5 条 (各種大会における主催者推薦選手及び代表選手の選出)

各種大会における主催者推薦及び代表選手の選出にあたっては、事前に公表された選考基準及び選考方法により公平かつ透明性のある選考を行う。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

第 6 条 (一般社会人としての社会規範)

前条までに記された事項以外においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・

励行し、責任ある公益団体としての組織運営に努めるものとする。又、反社会的勢力や団体とも一切関係してはならないものとする。

第 7 条（運用規定）

1.第 2 条の適用を受ける者に対して違法行為やこの規程に反する行為が行われた場合、もしくはそれらの者が当該行為を発見した場合 には、速やかに日本カーリング協会内に設置されたコンプライアンス委員会に通報することができる。

2.本協会は、会長直轄の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、その通報窓口を置くものとする。

3.コンプライアンス委員会は通報又は報告を受けた後、速やかに調査又は審査を行いその結果を本協会理事会に報告をする。報告を受けた理事会は、定款及び競技者規程等を参考にし、最終的な判断を行う。

4.コンプライアンス委員会の構成は、専務理事、総務委員会から選任された者、医科学委員会から選任された者、コンプライアンス委員会が必要と認めた者及び学識経験者とする。

第 8 条（この規程の制定及び改廃）

この規程の制程及び改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則 この規程は、2013 年 4 月 14 日から適用する。

2013 年 7 月 7 日改訂(7 条-3)

2018 年 6 月 16 日改訂、同日施行

2022 年 3 月 19 日改訂、同日施行